<table>
<tr><td>接続契約締結日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>□有
□無</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>□接続契約解約後の再締結
□再接続検討後の再締結（注１８）</td><td></td></tr>
<tr><td>補助金の受給額（円）（注１９）</td><td colspan="2"></td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">自家消費・地域消費等計画（注２０）</td><td>当該発電設備における発電電力量の見込み</td><td>ｋＷｈ/年</td><td rowspan="6">□有
□無</td><td>当該発電設備における発電電力量の見込み</td><td>ｋＷｈ/年</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>自家消費等の量の見込み</td><td>ｋＷｈ/年</td><td>自家消費等の量の見込み</td><td>ｋＷｈ/年</td></tr>
<tr><td>自家消費等の用途</td><td></td><td>自家消費等の用途</td><td></td></tr>
<tr><td>前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)</td><td>ｋＷｈ/年</td><td>前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)</td><td>ｋＷｈ/年</td></tr>
<tr><td>自家消費等の比率</td><td>％</td><td>自家消費等の比率</td><td>％</td></tr>
<tr><td>特定供給の有無（注２１）</td><td>□　有　□　無</td><td>特定供給の有無</td><td>□　有　□　無</td></tr>
<tr><td>解体等に要する費用（注２２）</td><td colspan="2">□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）
□内部積立て（法第１５条の１１に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）</td><td>□有
□無</td><td colspan="2">□外部積立て
□内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）</td><td></td><td>□「内部積立てに係る事項」添付あり</td></tr>
<tr><td rowspan="3">選択する地域活用要件
（地域活用要件が求められる場合のみ記入）

（（１）自家消費型・地域消費型の地域活用要件の①～③の又は（２）地域一体型の地域活用要件の①～③の６つの</td><td colspan="3">（１）自家消費型・地域消費型</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td>①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</td><td rowspan="2">□有
□無</td><td>□</td><td>①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td>②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都</td><td>□</td><td>②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給す</td><td></td><td></td></tr>
</table>